

石川県公報

令和2年3月26日(木曜日)

号 外

(第17号)

目 次

規 則	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	1

規 則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の四」を削り、

「第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制(第三十二条の五・第三十二条の六)

第三款 雑則(第三十二条の七―第三十二条の九)

「第二款 雑則(第三十二条の三―第三十二条の五)」に、「第三目 雑則(第八十一条―第八十三条)」を

「第三目 生態系維持回復事業(第八十条の二―第八十条の六)

第四目 雑則(第八十一条―第八十三条)

「第二款 公園計画及び公園事業(第七十七条―第百二十条)

第三款 保護及び利用(第百二十一条―第百四十条)

第四款 風景地保護協定(第百四十一条―第百四十三条)を

第五款 公園管理団体(第百四十四条)

第六款 雑則(第百四十五条―第百四十七条)

「第二款 公園事業(第百六条の二―第百十九条の二)

第三款 保護及び利用(第百二十条―第百四十条)

第四款 生態系維持回復事業(第百四十条の二―第百四十条の六)

第五款 風景地保護協定(第百四十一条―第百四十三条)

第六款 公園管理団体(第百四十四条)

第七款 雑則(第百四十五条―第百四十七条)

「第百八十条」を「第百八十条の二」に、「・第百八十八条」を「第百八十八条の二」に改める。

第六条第二項に次の一号を加える。

三 条例第五十六条の二の規定による研修の機会の付与に関する書類

第六条第三項中「同条第一項本文」を「同条第一項」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(研修の機会の付与)

第十二条の二 条例第五十六条の二の規定により、浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、知事が別に指定する研修を条例第四十八条第二項の有効期間毎に一回以上受けさせなければならない。

第二十七条第一項の表中「第二十六条」を「前条」に改める。

第三十二条の二の見出しを「(石綿含有建築材料)」に改め、同条中「。以下「政令」という。) 第三条の三第一号」を「) 第三条の三各号」に改める。

第三十二条の三及び第三十二条の四を削る。

第三編第一章第一節の二第二款を削る。

第三十二条の七第一項を削り、同条第二項本文中「第八十二条の八第一項」を「第八十二条の五第一項」に、「飛散等建築物の所有者等」を「石綿含有建築材料を使用する建築物等で、当該建築材料の損傷、劣化等により、大気中に石綿粉じんが排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者」に、「当該建築物」を「当該建築物等」に、「石綿含有吹付け材若しくはそのおそれがある建築材料」を「当該建築材料」に、「石綿の飛散」を「石綿粉じんの飛散」に改め、同項ただし書中「当該建築物」を「当該建築物等」に改め、同項を同条とし、第三編第一章第一節の二第三款中同条を第三十二条の三とする。

第三十二条の八中「第八十二条の八第二項」を「第八十二条の五第二項」に、「別記様式第二十二号の三」を「別記様式第二十二号の二」に改め、同条を第三十二条の四とする。

第三十二条の九中「第八十二条の九第六項」を「第八十二条の六第三項」に改め、同条を第三十二条の五とする。

第三編第一章第一節の二第三款を同節第二款とする。

第三十二条を次のように改める。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物)

第三十二条 条例第八十五条第一項前段の規則で定める産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第三十二条の二 条例第八十五条第一項前段の規則で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が二百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十二条第三項又は第十二条の二第三項の届出による保管
- 二 産業廃棄物処理業者の施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 三 廃棄物処理法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 四 廃棄物処理法第十二条の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管
- 五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条第一項(同法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

第三十四条から第三十七条までを次のように改める。

(産業廃棄物の保管の届出)

第三十四条 条例第八十五条第一項前段の規定による届出は、別記様式第二十二号により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
 - 一 保管の場所の平面図及び付近の見取図

(保管に係る変更の届出)

第三十五条 条例第八十五条第一項後段の規定による届出は、別記様式第二十四号により行うものとする。

2 前項の届出書には、前条第一項の規定により届け出た所在地又は面積に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。

(保管の廃止の届出)

第三十六条 条例第八十五条第二項の規定による届出は、別記様式第二十五号により行うものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った事業者の届出)

第三十七条 条例第八十五条第三項の規定による届出は、別記様式第二十三号により行うものとする。

2 第三十四条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条及び第三十九条 削除

第四十一条第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」を「廃棄物処理法」に改める。

第四十七条に次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

第五十五条中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第六十六条第一号イ(1)中「除去」を「除却」に改め、同号ハ(ロ)中「海岸保全施設」の下に「(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第六十八条第二号において同じ。)」を加え、同号ハ(ニ)中「施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加え、同号ハ(ハ)中「ものを除く。」の下に「をいう。第六十九条第一号トにおいて同じ。」を加え、同号ハ(ロ)中「以下第十号及び第六十九条第八号を除き」を「第十三号及び第六十九条第十一号を除き、以下」に改め、同号ハ(ロ)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ハ(ロ)中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ハ(ロ)中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二号イ(1)及び第三号イ(1)中「除去」を「除却」に改め、同条中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第六十八条中「第百二十一条第十項第二号」を「第百二十一条第十項第三号」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第二項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を待た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第六十九条中「第百二十一条第十項第三号」を「第百二十一条第十項第四号」に改め、同条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号中ウをキとし、シからムまでをソからウまでとし、同号タ中「集合郵便受け箱」の下に「、信書便差出箱」を加え、同号タを同号シとし、同号ヨ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ヨを同号タとし、同号中カをヨとし、ワをカとし、同号ラ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ラを同号ワとし、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「土留めよう壁」を「土留擁壁」に改め、同号リを同号ヌとし、同号中ニからスまでをホからリまでとし、ハの次に次のように加える。

二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう)を設置すること。

第六十九条第一号に次のように加える。

ノ 条例第百五十二条第一項に規定する認定保護整備事業等(以下この条及び第七十二条第三号へにおいて「認定保護整備事業等」という)又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条及び第七十二条第三号へにおいて「認定保護増殖事業等」という)の実施のために工作物を設置すること。

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類す

るものを設置すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第六十九条第五号に次のように加える。

ヘ 条例第四百二十二条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、条例第四百四十条第一項に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(条例第五百五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

ト 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第六十九条第十号中「第七号」を「第十号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号イ中「第二十二條の十一第一号に掲げる」を「第六十三條第一項第一号に規定する」に改め、同号ト中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、同号チ中「管理すること(一)の下に「都市公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十号)第五条第六項に規定する施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(第二百二十四条第八号において「園内移動用施設である索道等」という。)及び」を加え、同号を同条第十二号とし、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 条例第四百二十二条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、条例第四百四十条第一項に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(条例第五百五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

リ 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

ヌ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ル 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ヲ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む)。

ワ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの

イ 森林の整備及び保全を図るために条例第二百一十一条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る)。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第二百一十一条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと(条例第二百一十一条第四項第九号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ)。

- ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
- ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
- ホ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの
 - (イ) 警備犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
 - (ロ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第七十一条中「第百二十二条第三項第四号」を「第百二十二条第三項第五号」に改める。

第七十二条中「第百二十二条第三項第五号」を「第百二十二条第三項第六号」に改め、同条第二号中「ホ」を「チ」に、「第九号イ」を「第十二号イ」に、「第九号ハ」を「第十二号ハ」に改め、同条第三号に次のように加える。

- ホ 条例第百四十二条第一項の規定による知事の許可に係る行為（条例第百五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

ヘ 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のための行為

第七十四条中「第百二十二条第三項第六号」を「第百二十二条第三項第七号」に改める。

第七十七条中「第百二十三条第六項第三号」を「第百二十三条第六項第四号」に改める。

第七十八条中「第百二十三条第六項第四号」を「第百二十三条第六項第五号」に改め、同条第一号イ中「同号ツ、ラ及びム」を「同号ネ、ム及びウ」に改め、同条第六号ニ中「第六十九条第九号ニ」を「第六十九条第十二号ニ」に改める。

第七十九条第一項第二号中「卒業した」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

第八十三条第一項中「第百二十二条第三項第六号」を「第百二十二条第三項第七号」に改める。

第三編第二章第一節第一款中第二目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

第三目 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業の確認）

第八十条の二 国又は県以外の地方公共団体が、条例第百二十六条の三第二項の確認を受ける場合は、次に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- イ 生態系の状況の把握及び監視
- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

（生態系維持回復事業の認定）

第八十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第百二十六条の三第三項の認定を受ける場合は、次に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第八十条の四 条例第百二十六条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法をもって行うものとする。

2 条例第百二十六条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第百二十六条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書
- 三 国及び地方公共団体以外の者が条例第百二十六条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第八十条の五 条例第百二十六条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第八十条の六 条例第百二十六条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

第八十五条第二項第一号中「第八十四条第二項第二号」を「前条第二項第二号」に改め、同項第二号中「第八十四条第二項第六号」を「前条第二項第六号」に改める。

第八十八条第二号中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の二第二項」を「国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項」に改め、「公立の大学」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「を行う」を「をする」に改め、同条第四号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号ホ中「以下」を「第九十七条第一号において」に改め、同号チ中「土留よう壁」を「土留擁壁」に改め、同号ル中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同号カ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ラ及びムを次のように改める。

ラ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ム 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

第八十八条第四号オ中「以下」を「第九十七条第十号において」に改める。

第八十九条中「含む」を「含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。)を除く」に改める。

第九十条中「保護」を「保存」に改める。

第九十一条第二項中「図面等」を「書類」に改め、同項第一号中「行う」を「する」に改める。

第九十二条第二号中「損傷」を「殺傷若しくは損傷」に改める。

第九十三条中「及び第百四十九条第三項」を「、第百四十九条第三項及び第百五十三条の二第三項」に、「及び別記様式第四十五号」を「、別記様式第四十五号及び別記様式第四十五号の二」に改める。

第九十七条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号ロ中「又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」を「、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に改め、「急傾斜地崩壊防止施設」の下に「又は雪崩の防止のための施設」を加え、同号ワ中「土留よう壁」を「土留擁壁」に改め、同号レ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同号ナ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ロ中「よう壁」を「擁壁」に改め、同条第七号イ中「又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」を「、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に改め、「急傾斜地崩壊防止施設」の下に「又は雪崩の防止のための施設」を加え、同号チ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第八号リ

を同号ヌとし、同号チ中「第三条」を「第三条第一項」に、「免許」を「許可」に改め、同号チを同号リとし、同号中トをすとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、重馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第九十七条第十号ロ中「第二十二條の十一第一号に掲げる」を「第六十三條第一項第一号に規定する」に改める。

第百条第一項各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改める。

第百二条第一項第二号ハ(イ)中「第五条」を「第六条」に改める。

第百四条第二項中「図面等」を「書類」に改める。

第百五条第一項中「第百四条第二項」を「前条第二項」に改める。

第百六条に次の一号を加える。

十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。第百十九條において同じ。)

第三編第二章第三節中「第二款 公園計画及び公園事業」を「第二款 公園事業」に改める。

第三編第二章第三節第二款中第七條の前に次の一條を加える。

(公園事業の執行の協議又は認可)

第百六條の二 条例第百六十五條第二項の協議又は同條第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

第七條から第十三條までを次のように改める。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第七條 条例第百六十五條第四項の執行の協議又は認可の申請は、書面を提出する方法をもつて行いものとする。

2 条例第百六十五條第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第百六條第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第百六十五條第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、国又は県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 第百六條第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十一 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十二 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十三 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 前項の書類の添付については、第二項の規定の例による。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第百八条 条例第百六十五条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第百六十五条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第百九条 条例第百六十五条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更を必要とする理由
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第百六十五条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第百十条 条例第百六十五条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由

(承継の協議又は承認の申請)

第百十一条 条例第百六十五条の三第一項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この条において「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 三 公園施設の種類
- 四 合併又は分割した年月日
- 五 合併又は分割した理由

2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 二 第七条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類
- 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第百六十五条の三第二項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
- 三 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第七条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類
- 二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第百十二条 条例第百六十五条の四の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- 四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第百七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(認可の失効の届出)

第百十三条 条例第百六十五条の五第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第百七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第百十四条から第百十八条までを次のように改める。

第百十四条から第百十八条まで 削除

第百十九条中「規定による」の下に「県の」を加え、「新築、増築又は改築」を「新設、増設又は改設」に、「当該新築、増築又は改築」を「当該新設、増設又は改設」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 自然再生施設

第百十九条の次に次の一条を加える。

(負担金の徴収方法等)

第百十九条の二 県は、条例第百六十七条の三の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第百二十条を削り、第三編第二章第三節第三款中第百二十一条の前に次の一条を加える。

(特別地域の区分)

第百二十条 自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域（特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
- 二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。）
- 三 第三種特別地域（特別地域のうちで風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

第百二十一条第一項を次のように改める。

条例第百六十九条第四項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 着手及び完了の予定日

第二百二十一条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別地域内の行為の許可基準)

第二百二十一条の二 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第五項の規則で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下この条において「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。

二 次に掲げる地域(以下この条において「第一種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。

イ 第一種特別地域

ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下この条において「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下この条において同じ。)であるもの

(イ) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

(ロ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

(ハ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

(ニ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下この条において「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等(第四項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。)が十二メートル(その高さが現に十二メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前二項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下この項において同じ)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下この項において同じ)若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下この条において「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- 一 保存緑地(第九項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項並びに第九項第三号、第六号及び第七号において同じ。)において行われるものでないこと。
- 二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル(その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- 三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十二メートル(その高さが現に十二メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- 四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下この条において同じ。)が千平方メートル以上であること。
- 五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。
- 六 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。第十一号において同じ。)の和をいう。第六項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下この条において同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第三種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

- 七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。
- 八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下この条において「自然草地等」という。)でないこと。
- 九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下この条において「公園事業道路等」という。)の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 十一 当該建築物の建築面積が二十平方メートル以下であること。

5 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第七項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- 一 当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。次号において同じ。)が二千平方メートル以下であること。
- 二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第二種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

6 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

7 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 第一項第二号ロ(イ)から(ニ)までに掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

イ 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。

ロ 当該車道が次のいずれかに該当すること。

(イ) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(ロ) 地域住民の日常生活の用に供される車道

(ハ) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道

(ニ) 条例第百六十条から第百九十六条までの規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(ホ) 条例第百六十条から第百九十六条までの規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道

ハ 当該行為により生じた残土を特別地域において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。

二 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 前号ロの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。

ロ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

ハ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

ニ 線形を地形に順応させること又は橋りょう、棧道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

ホ 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

- 8 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。
- 9 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第七項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - 二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等(以下この項において「関連分譲地等」という。)の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - 三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積)が全て千平方メートル以上とされていること。
 - 四 前号に規定する計画において、勾配が三十パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地を全て保存緑地とすることとされていること。
 - 五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
 - 六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
 - 七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
 - イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。
 - ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第百六十九条第四項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。
 - 八 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないように十分配慮されていること。
 - 九 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。
- 10 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - 二 総施設面積(同一敷地内にある全ての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第三種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。
 - 三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。
 - 四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
 - 五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
 - 六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。
 - 七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
 - 八 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
 - 九 支障木の伐採が僅少であること。
 - 十 当該屋外運動施設の色及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 11 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
 - 二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 12 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させ

るものに限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

13 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築

ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)

ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築

二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

14 条例第百六十九条第四項第一号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。

ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。

ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

ヘ 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

15 条例第百六十九条第四項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 単木択伐法によるものであること。

ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。

ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (イ) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。
- (ロ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (ハ) 公園事業に係る施設（第百六条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下この条において「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。以下この号において同じ。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(ロ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (イ) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (ロ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (ハ) 利用施設等の周辺において行われるものでないこと。

三 第三種特別地域内において行われるものであること。

四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。

16 条例第百六十九条第四項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

17 条例第百六十九条第四項第四号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑

口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

- 一 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
- 二 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
- 三 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

18 条例第百六十九条第四項第四号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 条例第百六十九条第四項の規定による許可を受け、又は同条第七項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。
- ロ 自然的、社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
- ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 一 河川に堆積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

二 第三種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（前二号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。

四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第一号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。
- ロ 平成十二年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等

の周辺で行われるものでないこと。

五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

19 条例第百六十九条第四項第五号に掲げる行為に係る許可基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

二 水位の変動についての計画が明らかなものであること。

三 次に掲げる地域で行われるものであつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第百六十九条第四項の規定による許可を受け、又は同条第七項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

- イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- ハ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等

20 条例第百六十九条第四項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。

二 当該汚水又は廃水が条例第百六十九条第四項第六号の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

21 条例第百六十九条第四項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。

ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。

ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号二からへまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。

ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。

ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。

ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。

ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。

三 指導致標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号二からへまで及び前号二の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ 表示面の面積が五平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル）以下である

こと。

- ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ハ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

- イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ロ 商品名の表示がないものであること。
- ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。

五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。

22 条例第百六十九条第四項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- 二 廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- 三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 四 自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- 五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- 六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。
- 七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- 十 支障木の伐採が僅少であること。
- 十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

23 条例第百六十九条第四項第九号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
 - イ 第一種特別地域又はこの地先水面
 - ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの
 - (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
 - (ロ) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
- 二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
 - ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
- 三 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
- 四 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす

支障の程度が軽微であること。ただし、前号二に掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。

四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。

24 条例第百六十九条第四項第十号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

二 集团的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。

三 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。

四 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。

五 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。

六 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

七 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。

八 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

25 条例第百六十九条第四項第十一号及び第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

26 条例第百六十九条第四項第十二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二 災害復旧のために行われるものであること。

27 条例第百六十九条第四項第十四号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十五項第一号の規定の例によるほか、条例第百六十九条第四項第十四号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

28 条例第百六十九条第四項第十五号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

29 条例第百六十九条第四項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

30 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第百六十九条第四項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることができる。

31 条例第百六十九条第四項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。

三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為

について条例第百六十九条第四項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

第百二十二条を次のように改める。

(特別地域内における湖沼等の指定)

第百二十二条 条例第百六十九条第四項第三号、第六号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号及び第十七号の規定により知事が指定したときは、告示するものとする。

第百二十三条中「第百六十九条第四項第十三号」を「第百六十九条第四項第十六号」に改め、「以下」の下に「この条及び第百二十五条において」を加える。

第百二十四条中「第百六十九条第九項第三号」を「第百六十九条第十項第四号」に改め、同条第三号中「鳥居」を「、鳥居」に改め、同条第七号中「海岸保全施設」の下に「(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)」を加え、同条第十一号中「土留よう壁」を「土留擁壁」に改め、同条第十四号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十五号中「給餌台」を「給餌台」に改め、同条中第八十八号及び第八十九号を削り、同条第九十号中「付帯」を「附帯」に改め、同号を同条第四百十号とし、同号の前に次の一号を加える。

百二十九 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第百二十四条中第八十七号を第百三十八号とし、第七十四号から第八十六号までを五十一号ずつ繰り下げ、同条第七十三号中「第百六十九条第四項第十三号」を「第百六十九条第四項第十六号」に改め、同号を同条第二百二十四号とし、同条第七十二号中「第百六十九条第四項第十三号」を「第百六十九条第四項第十六号」に改め、同号を同条第二百二十三号とし、同条第七十一号中「立ち入ること」の下に「(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同号を同条第二百二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

百二十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第百二十四条中第七十号を第百二十号とし、第六十九号を第百十九号とし、第六十八号を第百十八号とし、同条第六十七号中「地すべり防止区域指定」を「地すべり防止区域の指定」に改め、同号を同条第一百七号とし、同条第六十一号から第六十六号までを五十号ずつ繰り下げ、同条第六十号中「通常行われる行為のために」を削り、同号を同条第一百十号とし、同条第五十九号を同条第九号とし、同条第五十八号中「都市公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十号)第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法」を「園内移動用施設である索道等及び同法」に、「その同意」を「その同意」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の七号を加える。

百一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第百六十九条第四項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

百二 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

百三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

百四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

百五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不

能にされた特定外来生物の放出等をする事。

百六 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

百七 家畜を係留放牧すること（条例第六十九條第四項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く）。

第二百二十四条中第五十七号を第百号とし、第五十六号を第九十九号とし、同号の前に次の四号を加える。

九十五 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

九十六 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

九十七 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第二百二十四条第五十五号中「(平成十四年法律第八十八号)」を削り、同号を同条第九十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

九十一 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十二 条例第四百二十二条第一項の規定による知事の許可に係る動物であつて、条例第四百十条第一項に規定する指定希少野生動植物種に係るもの（条例第五百十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第二百二十四条中第五十四号を第九十一号とし、同号の前に次の七号を加える。

八十四 条例第四百二十二条第一項の規定による知事の許可に係る植物であつて、条例第四百十条第一項に規定する指定希少野生動植物種に係るもの（条例第五百十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

八十五 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために条例第六十九條第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

八十六 農業を営むために条例第六十九條第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ）。

八十七 森林の整備及び保全を図るために条例第六十九條第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

八十八 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第六十九條第四項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ）。

八十九 宅地内に木竹を植栽すること。

九十 桑、茶、こつぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第二百二十四条第五十三号中「第六十九條第四項第十号」を「第六十九條第四項第十一号」に改め、同号を同条第八十三号とし、同条中第四十四号から第五十二号までを二十号ずつ繰り下げ、第四十三号を第七十三号とし、同号の前に次の二号を加える。

七十一 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

七十二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第二百二十四条中第四十二号を第七十号とし、第二十四号から第四十一号までを二十八号ずつ繰り下げ、第二十三号を第五十一号とし、同号の前に次の十九号を加える。

- 三十二 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
 - 三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
 - 三十四 宅地の木竹を損傷(条例第百六十九条第四項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。
 - 三十五 自家用のために木竹を損傷すること。
 - 三十六 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 三十七 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 三十八 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 三十九 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - 四十 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 四十一 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 四十二 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 四十三 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 四十四 条例第百四十二条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、条例第百四十条第一項に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(条例第百五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。
 - 四十五 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下この条において「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
 - 四十六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 四十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
 - 四十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - 四十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
 - 五十 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 第二百二十四条中第二十二号を第三十一号とし、第二十一号を第三十号とし、第二十号を第二十九号とし、同条第十九号中「し、又は栽植する木竹若しくは現存する木竹と同一種類の木竹を植栽」を削り、同号を同条第二十八号とし、同条第十八号を同条第二十七号とし、同条第十七号中「宅地内」を「宅地」に改め、「し、又は宅地内に木竹を植栽」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条第十六号の次に次の九号を加える。
- 十七 境界標(不動産登記規則第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
 - 十八 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
 - 十九 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。
 - 二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)
 - 二十一 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
 - 二十二 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
 - 二十三 条例第百五十二条第一項に規定する認定保護整備事業等(以下この条において「認定保護整備事業等」と

いう。)又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが二メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第二百二十六条中「第七十条第三項第五号」を「第七十条第三項第六号」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条第一号イ中「第二十号、第二十一号、第三十九号、第四十一号、第四十二号、第五十五号、第七十六号、第八十五号及び第八十八号」を「第二十九号、第三十号、第三十二号、第三十九号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第六十七号、第六十九号、第七十号、第八十四号、第八十八号、第九十三号から第九十七号まで、第二百二十一号、第二百二十七号又は第三百三十六号」に改め、同条ロ中「第二十四号及び第五十四号」を「第五十二号及び第九十一号」に改め、同条第十四号中「第二百二十四条第二十四号又は第二十五号」を「第二百二十四条第五十二号又は第五十三号」に改め、同条第二十二号中「付帯」を「附帯」に改め、同条を同条第二十三号とし、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第二百二十七条各号列記以外の部分中「知事が」を「規則で」に改め、同条第一号中「人数」の下に「又は船舶(ろかい又は主としてろかいをもつて運転する船を含む。)の隻数」を加え、同条第四号中「利用調整地区内」を「利用調整地区」に改める。

第二百二十八条第一項中「第七十一条第二項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改め、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(条例第七十一条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

第二百二十八条第二項中「利用者」を「申請者」に改める。

第二百二十九条第一項中「第七十一条第四項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改め、同条第二項中「第二百五条第四項」を「第二百二十七条第四号」に改める。

第二百三十条中「第七十一条第五項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 再交付を必要とする枚数(条例第七十一条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

第二百三十条の次に次の一条を加える。

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第二百三十条の二 条例第七十一条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第二百三十一条第一項中「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第二百三十一条第二項中「添付しなければならない」を「添付するものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(条例第七十二条第三項第二号の規則で定める者)

第二百三十一条の二 条例第七十二条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二百三十二条から第二百三十四条までの規定中「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改める。

第二百三十七条を削る。

第二百三十六条中「知事が」を「規則で」に改め、同条各号を次のように改める。

一 海域以外の区域

イ 建築物 高さ十二メートル又は延べ面積千平方メートル

- ロ 送水管 長さ七十メートル
- ハ 鉄塔 高さ三十メートル
- ニ 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- ホ ダム 高さ二十メートル
- ヘ 鋼索鉄道 延長七十メートル
- ト 索道 傾斜巨長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- チ 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- リ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投影面積十平方メートル
- ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和十平方メートル

二 海域の区域

- イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル
 - ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積百平方メートル
- 第百三十六条を第百三十七条とし、第百三十五条の次に次の一条を加える。

(普通地域内における行為の届出)

第百三十六条 条例第百七十八条第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第百二十一条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 3 条例第百七十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為地及びその付近の状況
- 四 行為の完了予定日

第百三十八条中「第百七十八条第七項第三号」を「第百七十八条第七項第四号」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 第百二十四条第一号から第二十五号まで、第五十二号から第五十五号まで、第六十六号から第七十二号まで、第百八号又は第百九号に掲げる行為

第百三十八条第二号中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第十四号中「第百三十六条第一号に掲げる」を「第百三十七条第一号に規定する」に改め、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

- イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- ロ 風致の維持のために行われる措置の内容
- ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第百三十九条第一項を次のように改める。

条例第百六十九条第七項から第九項までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為の施行方法
- 六 行為の完了の日又は予定日

第百三十九条第二項ただし書中「第百六十九条第七項」を「第百六十九条第八項」に改める。

第四十条第二項中「第三百七十七条第二項」を「第三百六十六条第二項」に改め、同条第三項中「又は」の下に「同条第七項若しくは第九項若しくは」を加える。

第四十六条中「条例第七十七条第二項」を「条例第六十五条の七第二項、条例第七十七条第二項」に、「若しくは条例第九十五条第五項又は第一百五十五条第二項」を「又は条例第九十五条第四項」に、「若しくは別記様式第八十二号」を、「別記様式第八十二号」に改める。

第四十七条第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第三編第二章第三節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とする。

第四十二条中「第八十六条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

第三編第二章第三節中第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第四十条の二 国又は県以外の地方公共団体が、条例第八十二条の三第三項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第四十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第八十二条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)又は条例第二百五十九条第二号、条例第二百六十二条第三号から第八号まで、条例第二百六十五条(条例第六十五条の二、第七十八条第二項又は第九十二条に係るものに限る。)若しくは条例第二百六十六条第五号から第十五号までの規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第四十条の四 条例第八十二条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出して行うものとする。

2 条例第八十二条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第八十二条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第八十二条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第四十条の五 条例第八十二条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第百四十条の六 条例第百八十二条の二第七項の規定による変更の確認又は認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

第百四十九条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第二項中「に規定する方法書」を「の規定による方法書等」に改め、同条第三項中「方法書」を「方法書等」に、「二十五部」を「五十部」に改め、同項ただし書中「管轄市町長は」を「管轄市町長は、」に改める。

第百五十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第三項中「方法書の」を「方法書等の」に、「当該方法書」を「当該方法書等」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

第百五十二条の次に次の六条を加える。

(方法書等の公表)

第百五十二条の二 条例第二百四条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係する市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催)

第百五十二条の三 条例第二百四条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第百五十二条の四 第百五十条第一項及び第二項の規定は、条例第二百四条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第二百四条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施されるべき区域
- 四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(方法書説明会の開催結果の報告)

第百五十二条の五 事業者は、方法書説明会を開催したときは、速やかに、別記様式第八十五号の二の説明会開催結果報告書を知事及び管轄市町長に提出しなければならない。

(責めに帰することができない事由)

第百五十二条の六 条例第二百四条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて当該説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

第百五十二条の七 条例第二百四条の二第四項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該要約書を求めに応じて提供すること。
- 二 方法書の概要を公告すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第百五十条第一項及び第二項の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。

3 事業者は、方法書の記載事項の周知に努めた場合には、速やかに、別記様式第八十五号の三の説明会代替措置報

告書を知事及び管轄市町長に提出しなければならない。

第百五十六条の見出し中「準備書」を「準備書等」に改め、同条第一項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に改め、同条第二項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に、「二十五部」を「五十部」に改め、同項ただし書中「関係市町長は」を「関係市町長は、」に改める。

第百五十九条の見出し中「準備書」を「準備書等」に改め、同条中「方法書」を「方法書等」に、「準備書」を「準備書等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(準備書等の公表)

第百五十九条の二 第百五十二条の二の規定は、条例第二百十二条の公表について準用する。この場合において、第百五十二条の二中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

第百六十条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第百六十条 第百五十二条の三の規定は、条例第二百十三条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第百五十二条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第百六十一条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項及び第二項中「第二百十三条第二項」を「第二百十三条第二項において準用する条例第二百四条の二第二項」に改める。

第百六十二条から第百六十四条までを次のように改める。

(準備書説明会の開催結果の報告)

第百六十二条 事業者は、準備書説明会を開催したときは、速やかに、別記様式第八十五号の二の説明会開催結果報告書を知事及び関係市町長に提出しなければならない。

(責めに帰することができない事由)

第百六十三条 第百五十二条の六の規定は、条例第二百十三条第二項において準用する条例第二百四条の二第四項に規定する事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第百五十二条の六中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の記載事項の周知)

第百六十四条 第百五十二条の七の規定は、条例第二百十三条第二項において準用する条例第二百四条の二第四項の準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第百五十二条の七中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町長」とあるのは「関係市町長」と読み替えるものとする。

第百七十七条の見出し中「評価書」を「評価書等」に改め、同条中「評価書及び要約書」を「評価書等」に改める。

第三編第三章第二節第三款中第百八十条の次に次の一条を加える。

(評価書等の公表)

第百八十条の二 第百五十二条の二の規定は、条例第二百十九条の公表について準用する。この場合において、第百五十二条の二中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

第百八十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二百二十七条第一項の規則で定める環境保全の効果が不確実な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置
- 二 希少な動植物の保護のために必要な措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であつて、その効果が確実でないもの

第百八十七条の次に次の一条を加える。

(事後調査計画書の公表)

第百八十七条の二 条例第二百二十七条第一項の規定による事後調査計画書を公表する場所は、関係地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 関係する市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町の庁舎その他の当該市町の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

2 条例第二百二十七条第一項の規定による事後調査計画書の公表の方法は、前項の場所において行うとともに、次

に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係する市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町のウェブサイトへの掲載

3 前二項に規定する方法による公表は、事後調査計画書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

第百八十八条第一項第二号中「その代表者の氏名」を「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合は、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容

第三編第三章第二節第六款中第百八十八条の次に次の一条を加える。

(事後調査報告書の公表)

第百八十八条の二 第百八十七条の二の規定は、条例第二百二十八条第二項の規定による事後調査報告書の公表について準用する。

第百八十九条の表中「第二百四条」の下に「第二百四条の二第一項から第四項まで」を加え、「第二百十三条第一項から第四項まで」を「第二百十三条第一項及び第二項」に改める。

第百九十条の表中

第百五十二条第二項及び第三項	事業者	都市計画決定権者
----------------	-----	----------

を

第百五十二条第二項及び第三項	事業者	都市計画決定権者
第百五十二条の二	条例第二百四条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条
第百五十二条の三	条例第二百四条の二第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第一項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第百五十二条の四第一項及び第二項	条例第二百四条の二第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第二項
第百五十二条の四第二項第一号	事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	都市計画決定権者の名称
第百五十二条の四第二項第二号から第四号まで	対象事業	都市計画対象事業
第百五十二条の六	条例第二百四条の二第四項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第四項

に

第百六十一条第一項及び第二項	条例第二百十三条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十三条第二項
第百六十一条第二項第一号	第百五十一条第一号	第百九十条の規定により読み替えて適用される第百五十一条第一号

を

第百六十一条第一項	条例第二百十三条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十三条第二項
-----------	-------------	-----------------------------------

	条例第二百四十二条第二項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四十二条第二項
--	--------------	-----------------------------------

に
を

第六十三各号列記以外の部分	条例第二百三十二条第四項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三十二条第四項
	事業者	都市計画決定権者
第六十三号	事業者	都市計画決定権者
第六十四条第一項	条例第二百三十二条第四項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三十二条第四項

第六十三号	条例第二百三十二条第二項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三十二条第二項
	条例第二百四十二条第四項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四十二条第四項
	事業者	都市計画決定権者
第六十四条	条例第二百三十二条第二項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三十二条第二項
	条例第二百四十二条第四項	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四十二条第四項

に

「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、「第八十条」の下に「及び第八十条の二」を加える。
第九十一条の表を次のように改める。

第八十七条各号	条例第二百二十七条第一項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十七条第一項
第八十七条の二第一項及び第二項	条例第二百二十七条第一項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十七条第一項
	事業者	環境影響評価法第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）
第八十八条第一項	条例第二百二十八条第二項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十八条第二項
	事後調査報告書	環境影響評価法第二十八条の二第一項に規定する報告書
第八十八条第一項第一号	事業者	環境影響評価法第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）
第八十八条第一項第二号から第四号まで	対象事業	環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業
第八十八条第二項	事後調査報告書	環境影響評価法第二十八条の二第一項に規定する報告書
第八十八条第三項	条例第二百二十八条第二項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十八条第二項

第九十四条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に、「第十七条第二項」を「第十三条第二項」に、「第二種エネルギー管理指定工場」を「第二種エネルギー管理指定工場等」に改める。

第九十五条の見出し中「地球温暖化対策計画書」を「地球温暖化対策計画書等」に改め、同条第一項中「地球温暖化対策計画書」の下に「及び条例第二百四十二条の二第一項に規定する地球温暖化対策実施状況報告書」を加え、同条第二項中「第二百四十二条第二項」の下に「（条例第二百四十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」

を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 地球温暖化対策計画書は、計画の期間の初年度の七月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 地球温暖化対策実施状況報告書は、計画の期間中の年度ごとに、当該年度の翌年度の七月末日までに、知事に提出するものとする。

第九十七条を次のように改める。

(再生可能エネルギー)

第九十七条 条例第二百四十六条第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 水力
- 二 地熱
- 三 太陽熱
- 四 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)
- 五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用できるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)

別表第三備考四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表備考五中「知事」の下に「(市の区域内の地域については、市長)」を加え、「第四百四条」を「第四百四条第一項」に改める。

別表第四備考一中「別表三」を「別表第三」に改め、同表備考三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表備考四中「別表三」を「別表第三」に改める。

別表第五の六の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法」に、「同法」を「廃棄物処理法」に改める。

別表第六の十五の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の下に「(昭和四十六年政令第三百号)」を加え、同表第十八の項中「別表第五の七」を「別表第五の七の項」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第八号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十一号(表)中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式(裏)中「前条まで」を「前条まで(第262条第8号を除く。)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

別記様式第十二号から別記様式第二十一号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二十一号(表)中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式(裏)中「前条まで」を「前条まで(第262条第8号を除く。)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

別記様式第二十一号の二を削る。

別記様式第二十一号の三中「(第32条の8関係)」を「(第32条の4関係)」に改め、同様式(表)中「第82条の8第2項」を「第82条の5第2項」に、「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式(裏)及び備考を次のように改める。

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(報告及び検査)

第82条の5 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、石綿含有建築材料を使用する建築物等で、当該建築材料の損傷、劣化等により、大気中に石綿粉じんが排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者(次条第1項及び第2項において「飛散建築物等の所有者等」という。)に対し、当該建築材料の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該石綿含有建築材料を使用する建築物等に立ち入り、当該建築材料その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

別記様式第二十一号の二を別記様式第二十二号の二とする。

別記様式第二十三号から別記様式第二十五号までを次のように改める。

別記様式第23号 (第34条、第37条関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (第85条第1項前段 第85条第3項) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日	年 月 日	

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

別記様式第24号 (第35条関係)

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第85条第1項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

(日本産業規格 A列4番)

別記様式第25号(第36条関係)

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
年 月 日	
石川県知事 様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第85条第2項の規定により、届け出ます。	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本産業規格 A列4番)

別記様式第 117 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 及び備考を次のように改める。
(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (抄)

(立入検査)

第91条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に事業者等、土地所有者等その他の関係者の事業場又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙寸法 縦 8 センチメートル、横 12 センチメートル

別記様式第 117 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中「前条まで」を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙寸法 縦 8 センチメートル、横 12 センチメートル

別記様式第 118 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中「前条まで」を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙寸法 縦 8 センチメートル、横 12 センチメートル

別記様式第 119 号 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第 120 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中「付せられた」を「付された」に、「第 260 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」を

(2) 第 124 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者」に改める。

「第 259 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」を、「前条まで」に改め、(1) 第 124 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者」に改める。

を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改める。

別記様式第 121 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中「第 122 条第 3 項第 6 号」を「第 122 条第 3 項第 7 号」に、「第 267 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。」を「第 266 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。」に、「前条まで」を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改める。

別記様式第 122 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中「第 267 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。」を「第 266 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。」に、「前条まで」を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改める。

別記様式第 123 号 中「別記様式第 41 号」を「別記様式第 41 号」に改め、同様式 (裏) 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第 124 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中

「(7) 第 144 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」に改める。

「(2) 第 144 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」に改める。

「前条まで」を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改める。

別記様式第 125 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中

「(8) 第 148 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」に改める。

「(3) 第 148 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」に改める。

「前条まで」を「前条まで (第 262 条第 8 号を除く。)」に改める。

別記様式第 126 号 (表) 中「はりつけ」を「貼付け」に改め、同様式 (裏) 中

「(9) 第 149 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者」を

〔(4) 第149条第4項又は第153条の2第4項の規定に違反して、第149条第1項又は第153条の2第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

「前条まで」や「前条まで(第262条第8号を除く。)」に相当する関係規定の改正に際しては、

別記様式第45号の2(第93条関係)

(表)

第 号	ふるさと石川の環境を守り育てる条例第153条の2第3項 の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
年 月 日発行	石川県知事 印	

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(土地への立入り等)

第153条の2 知事は、保護整備事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む。以下この条において同じ。)の形質の軽微な変更をさせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を公示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は公示した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(罰則)

第267条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(4) 第149条第4項又は第153条の2第4項の規定に違反して、第149条第1項又は第153条の2第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

別記様式第80号 (第146条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">写 真</div> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">石川 県 知 事</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p>この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百七十七条第一項に規定する立入検査等を行う職員である。</p>
--	---

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (抄)

(報告徴収及び立入検査)

第百七十七条 知事は、第百七十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七 (省略)

八 第百七十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(以下省略)

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

別記様式第81号 (第146条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">写 真</div> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">石川県知事</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百八十条第二項に規定する立入検査等を行う職員である。</p>
---	--

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (抄)

(報告徴収及び立入検査)

第百八十条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第百六十九条第四項若しくは第百七十条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第百七十八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第百六十九条第四項、第百七十条第三項第七号、第百七十八条第二項又は前条の規定による処分をするために必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第百六十九条第四項各号、第百七十条第三項第七号若しくは第百七十八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (省略)

十二 第百八十条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(以下省略)

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

別記様式第82号 (第146条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">写 真</div> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">石川 県 知 事</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百八十二条第二項に規定する指示をすることができる職員である。</p>
--	--

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(禁止行為)

第百八十二条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引し、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 知事は、その職員をして、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(罰則)

第二百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 十二 (省略)
- 十三 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第百八十二条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 十四 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第百八十二条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 十五 (省略)

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

別記様式第83号 (第146条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">石川県知事</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: right;">生年月日 氏名 職名 所属</p>	<p>この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百九十五条第一項に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p>
---	--

(裏)

<p style="text-align: center;">(実地調査)</p> <p>第百九十五条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、前項に規定する職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、十四 (省略)</p> <p>十五 第百九十五条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者</p>	<p style="text-align: center;">ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (抄)</p>
--	--

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

別記様式第八十四号中「環境影響評価方法書送付書」を「環境影響評価方法書等送付書」とし「環境影響評価方法書」を「環境影響評価方法書及び要約書」とし「日本工業規格」を「日本産業規格」と改定する。

別記様式第八十五号中「第150条」の次に「、第152条の4、第152条の7」を「第161条」の次に「、第164条」を加え、「方法書説明会を開催する旨」「準備書説明会を開催する旨」を「日本工業規格」を「日本産業規格」と改定し、方法書の概要、準備書の概要」

同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第85号の2（第152条の5、第162条関係）

説明会開催結果報告書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(環境影響評価方法書) (環境影響評価準備書) の説明会を開催しましたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則 (第152条の5) (第162条) の規定により報告します。

対 象 事 業 の 名 称				※ 整 理 番 号
対 象 事 業 の 種 類				
開 催 の 日 時	年 月 日 () 時 分から			時 分まで
開 催 場 所				
参 加 人 員				
説 明 会 の 経 過 及 び 概 要	(別紙のとおり)			
連 絡 先	所 在 地			電 話 番 号
	所 属			担 当 者 名

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※欄は、記載しないこと。
- 3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
- 4 事業者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第85号の3 (第152条の7、第164条関係)

説明会代替措置報告書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(環境影響評価方法書) (環境影響評価準備書) の説明会の代替措置を行いましたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則 (第152条の7第3項 (第164条において準用する第152条の7第3項)) の規定により報告します。

対 象 事 業 の 名 称				※ 整 理 番 号
対 象 事 業 の 種 類				
中 止 した 説 明 会	開 催 予 定 日 時			
	開 催 予 定 場 所			
	開 催 を 中 止 した 理 由			
代 替 措 置 の 概 要				
連 絡 先	所 在 地		電 話 番 号	
	所 属		担 当 者 名	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※欄は、記載しないこと。
- 3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
- 4 説明会の代替措置として、関係住民に提供した書類等を添付すること。
- 5 事業者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第八十六号及び別記様式第八十七号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第八十八号及び別記様式第八十九号を次のように改める。

別記様式第88号及び別記様式第89号 監察

別記様式第九十号から別記様式第九十八号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第九十九号備考を次のように改める。

備考 田舎斗注 森8センチメートル、森12センチメートル

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条に一号を加える改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定、第六十九条第一項第一号に二、ノ、オ及びクとして加える改正規定、同項第五号にへ及びトとして加える改正規定、同項第七号にリとして加える改正規定並びに第七十二条第一項第三号にホ及びへとして加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(行為の許可基準に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(以下「新規則」という。)第六十六条及び第二百二十一条の二の規定は、この規則の施行以後にされるふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第二十号。以下「改正条例」という。)第一条の規定による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例(以下「新条例」という。)第二百二十一条第六項及び第六百六十九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた改正条例第一条の規定による改正前のふるさと石川の環境を守り育てる条例(以下「旧条例」という。)第二百二十一条第六項及び第六百六十九条第四項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

(自然公園の公園事業に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前のふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(以下「旧規則」という。)第二章第三節第二款の規定により提出されている協議書、申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行後は、新規則の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている協議書、申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第七七条の協議書又は申請書に係る申出又は申請がされた場合における同意又は認可並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(旧規則第九九条の規定による管理又は経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行前に旧規則第一百条第一項の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に旧規則第一百条第一項の規定によりされた承認又は同意(この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によることとされた同意又は承認を含む。)は、新条例第六百六十五条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。
- 7 この規則の施行前に旧規則第一百一十一条の規定によりされた届出又は承認の申請は、新条例第六百六十五条の四の規定によりされた届出とみなす。
- 8 この規則の施行前に旧規則第一百二十二条第一項の規定により届出若しくは承認の申請がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 9 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第一百四十四条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 10 この規則の施行前に旧規則第八八条第一項(旧規則第一百十条第二項において準用する場合を含む。)、第一百十条第一項、第一百一十一条若しくは第一百五十五条第三項の規定又は旧規則第一百五十五条第一項若しくは第一百十六条の規定による命令に違反した行為(附則第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行前に旧条例第六百六十五条第三項の認可を受けた者(この規則の施行後に附則第四項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新条例第六百六十五条の五第三項の規定の適用については、旧規則第一百三十三条の規定により付された条件(この規則の施行後に附則第四項、第五項又は第八項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新条例第六百六十五条第十項の規定により付された条件とみなす。

- 12 旧条例第百六十五条第三項の規定により公園事業の執行の認可を受けた者(以下この項において「公園事業者」という。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。
- 13 この規則の施行前に旧条例第百六十五条第二項又は第三項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた旧規則第百六条第七号の施設については、新条例第百六十五条第四項第五号に掲げる事項に係る変更について、協議書又は申請書の提出を要しない。
(別記様式に関する経過措置)
- 14 旧規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

